

令和7年度うちな一ぐち普及継承事業（うちな一ぐち講座・成果発表）
企画運營業務委託 仕様書

1 委託業務名

「令和7年度うちな一ぐち普及継承事業（うちな一ぐち講座・成果発表）」企画運營業務

2 目的・概要

本県の貴重な伝統芸能文化は、独自の言語である「うちな一ぐち」を基礎として発展してきたが、うちな一ぐちを話せる人口は次第に減少しており、伝統文化を継承する取組みの中での課題の一つとなっている。本業務では、うちな一ぐち講座や受講成果の発表を通じて、市民、特に30代以下の若い世代がうちな一ぐちへ触れる場を増やし、その魅力と価値を再認識していただくことで、うちな一ぐちの普及啓発と市民文化活動の活性化を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

4 委託業務内容

うちな一ぐち普及継承事業（うちな一ぐち講座・成果発表）企画運營業務実施のための諸準備から受講生の公募、講座及び成果発表の実施、実績報告に至るまでの一切の業務とし、下記のとおり行うものとする。

(1) うちな一ぐち講座

① 受講生の公募

- ・対象者及び人数は、次のとおりとする。

対象者：市内在住・在勤または在学の方
人 数：40名程度

- ・必要に応じて次の対応を行うこと。

18歳未満の場合は、事前に書面にて保護者の同意を得ること。

小学生以下の場合は、保護者同伴にて参加すること。

② 講座の内容

- ・全8回程度の講座を実施すること。 ※1回あたり約2時間（準備時間含む）
- ・うちな一ぐち初心者に照準を合わせた講座内容とすること。
- ・指導方法は自由とする。ただし、使用するうちな一ぐちは、原則として首里・那覇言葉とすること。

③ 講座会場

- ・市内公共施設（予定）

【昨年度使用施設】

那覇市役所本庁舎会議室（所在地：那覇市久茂地一丁目1番1号）

那覇文化芸術劇場なは一と（所在地：那覇市久茂地三丁目26番27号）

※施設使用料及び付属設備使用料は全額免除

※本庁舎及びなは一との駐車場は、台数に限りあり

④ 会場使用可能日

令和7年9/7(日)～11月30日(日)の各日曜日のうち、全8回程度の講座開催日程を計画すること。

※上記日程以外を希望する場合は、契約締結後に調整する。

⑤ うちな一ぐちを適切に指導できる講師等を選定すること。

⑥ 講座の内容に準じたテキストや資料等を用意し、市へ事前に提出すること。

⑦ 講座受講生の募集から出欠管理、辞退等があればその理由の聴取管理、開講中の立ち合い・安全管理など、講座に関する一切の管理を行うこと。

⑧ 講師の選定に係る調整、報酬支払いなど必要な手続きを行うこと。

⑨ 事業の実施記録や広報用に講座・成果発表の様子を撮影・公開するため、事前に講座受講生へ書面による肖像権の許諾を得ること。

⑩ その他、講座の実施に際し必要な準備や手続き等を行うこと。

(2) 成果発表の内容

講座受講の成果発表であることを踏まえ、うちな一ぐちを全面的に活用した内容とすること。ジャンルや構成等は自由とするが、あくまでも講座の指導内容に直結した内容とし、うちな一ぐちにあまり馴染みのない観覧者でも楽しめるよう工夫を凝らすこと。

(3) 成果発表の実施日時等

① 日 時：令和7年12月7日(日) 13時から17時までの間に1回開催

② 場 所：那覇文化芸術劇場なは一と 小劇場

(所在地：那覇市久茂地三丁目26番27号)

※会場使用料及び付属設備使用料は全額免除

③ 観覧料：無料とすること

④ 準備等：成果発表の準備・リハーサル・片付け等を目的とする場合、前日(12月6日(土))及び当日の9時から22時まで、実施場所を使用可能

(4) 成果発表当日の運営

① 成果発表の開催に必要な運営スタッフを確保するとともに、発表の全体を把握し、各スタッフと連携できる運営責任者を置くこと。市とのやりとりについては、運営責任者を通して行うこととし、運営責任者は当日の撤収完了まで立ち会うこと。

② 成果発表で舞台公演を実施する場合は、舞台監督・舞台技術員・音響技術員・照明技術員等、舞台構成に沿った必要な人員を配置すること（劇場常駐の舞台

技術員は除く)。また、劇場にない照明・音響等機材、楽器、大道具、小道具等は、受託者が準備すること。

※備品購入費の執行は認められないため、リースで対応すること。

- ③ 成果発表の内容、台詞等が容易に理解できるよう、標準語字幕を発表の進行・台本等に合わせて表示すること。
- ④ 当日の運営マニュアルを作成し、成果発表実施2週間前までに市との協議を行ったうえで提出すること。舞台公演を実施する場合には、受付責任者・避難誘導員の配置名簿、タイムスケジュール、開場前後の来場者整理の方法、会場アナウンス原稿、施設利用における注意事項等を記載し、運営についてスタッフへ事前に指導すること。
- ⑤ その他、成果発表に際し必要な準備等を行い、円滑に進めること。

(5) 印刷物の作成・イベント広報・PRの実施

事業の目的及び集客対象を考慮しながら具体的な広報計画を立案し、受講生の募集及び成果発表の集客を図るため、次の媒体による広報・印刷業務を行うこと。なお、ポスター・チラシ、パンフレット等は、それぞれ3回程度の校正を予定しているため、十分な時間的余裕をもって市との調整を行うこと。

① ポスター・チラシ

受講生募集、成果発表開催に係るポスター・チラシを作成し、那覇市内公共掲示板等への掲示、関係団体等（学校も含む）への配布を行うこと。

※デザイン案として2案以上提供すること。

② パンフレット等

プログラムや出演者の紹介、発表されるうちなーぐちの標準語訳、その他成果発表の効果を高める資料を作成・データ化し、成果発表当日に観覧者が閲覧できる状態にすること。内容については、掲載予定の事項を事前に市へ報告し、初校の提出により市と協議し、市の承認を受けて校了の手続きをとること。

(6) 著作権の取扱い

- ① 本業務により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、市に譲渡すること。
- ② 本業務により生じた著作物の著作物名・著作者名等を明記したリストを作成すること。
- ③ 業務の実施にあたって必要な各種著作権の手続きを行うこと。

(7) 安全対策の強化

- ① 来場者に対する避難誘導員は、本市において契約している事業者から事前に研修を受けたスタッフを派遣すること。
- ② あらかじめ避難経路を定め、常時避難経路を確保すること。
- ③ 開催時に歩行者、交通の妨げとならないよう会場内外の配置を考慮し、混雑時においては状況に合わせた人員配置とする等安全対策を講じること。また雨天

や強風等の悪天候の場合は、安全面を十分に考慮すること。

- ④ 舞台公演を実施する場合は、入場時の混乱が起きないように管理し、入口への導線確保と誘導等を徹底すること。
- ⑤ 期間中はイベント保険等へ加入すること。保証内容は、イベント規模に応じた社会通念上許容される内容とすること。
- ⑥ 演者及び来場者、関係者等の安全に留意すること。
- ⑦ 会場の安全対策について、本市と十分調整の上、本市が求める安全対策を施すこと。
- ⑧ その他、関係法令を遵守し必要な安全対策を講じること。

(8) 報酬等の支払い

- ① スタッフ等へ報酬等を支払うこと。
- ② 源泉徴収が必要と認められる場合には、必ず源泉徴収を行うこととし、具体的な控除対象・方法等詳細については、所轄の税務署と相談し判断すること。

(9) 一般管理費（諸経費）

受託者が本業務を行うために必要な経費であって、本業務に要した経費としての特定・抽出が難しいものとして計上する一般管理費（諸経費）は、見積額（ただし、見積額に再委託費を含む場合は、当該再委託費を除いた額）の10%以内とする。

※再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者が直接実施できないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委任して行わせるために必要な経費のことであり、他の事業者の外注（請負契約）するための経費は含まないものとする。

(10) 事業結果の報告等

- ① 以下に掲げる項目を全て含む実施報告書を作成し、成果発表終了後、市からの求めに応じて10日以内に提出すること。併せて、作成した報告書をPDF化し、メールにて提出すること。

- ・ 来場者・視聴者数や客層、発表会における課題等を把握するため受講者・来場者・視聴者それぞれにアンケートを実施し、結果を集計・分析した報告書
- ・ 勤務時間・内容が記載された業務日報等を含んだ講座及び発表会等に対する準備から事業完了に至るまでの詳細な実施報告書
- ・ 本業務に係る費用の流れを明確にし、一般管理費を除く全ての費用に係る証憑書類（支払先を記載した領収書等）の写しが添付された事業収支決算書

※委託料は、仕様に基づいた内容の履行を確認し、また要した経費の領収書等の証憑書類を精査し、精算したうえでの実績払いとする。

【証憑書類の例】当該業務雇用者に係る出勤簿及び給与明細、賃金台帳、その他支払に係る見積書、発注書、領収書、振込明細書など。

- ② 成果発表の様子を映像及び写真撮影し、DVD（映像3枚、写真1枚）及びW

EB公開用データを作成のうえ提出すること。なお、DVD等の作成及び事務局での使用（事業報告のための作成等事務局内部業務での使用及びWEBにおける一般公開）に関して、事前に出演者及び著作権者から書面にて了承を得ること。

※受講生がうちなぐち習得に役立てる理由により、当該DVDが欲しい旨の申し出がある場合、予算の範囲内において希望者分を作成し、提供しても差し支えない。なお、提供に際しては提供先のリストを作成すること。リストに記載された数量を超えた分については受託者の負担とする。

5 市との調整

業務を遂行するに当たり、市との調整を行う責任者を置くこと。

(1) 各種企画提案書、計算書、実績報告書の提出

① 契約締結後10日以内に下記内容を含む実施計画書を提出すること。

- ・業務内容及び実施方法
- ・費用内訳書
- ・担当者の業務割当や実施体制がわかる書類
- ・受講者募集から選定までのスケジュール
- ・講座の具体的内容
- ・成果発表制作スケジュール
- ・広報スケジュール 等

② 本業務の進捗状況を適宜報告し、調整を図ること。

③ 企画提案や計算書、実績報告書等の作成に必要なものについて、市から依頼があれば速やかに対応すること。

④ 必要に応じて、市と協議すること。

(2) その他、本業務の実施に際し、市の要請に速やかに対応すること。

6 成果の帰属及び秘密保持

(1) 本業務により得られた成果は、原則として市に帰属する。

(2) 本業務に関し、受託者が市から受領又は閲覧した資料等は、市の承諾無く公表又は使用してはならない。

(3) 受託者は、本業務で知り得た市及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

7 個人情報保護

本業務の遂行における個人情報取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いを定める特約」に定めるとおりとする。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項であっても、社会一般に実施される業務項目は、本件業務の範囲とする。なお、当該項目について疑義があるときには、受託者と本市において協議するものとする。
- (2) 本業務は沖縄振興特別推進交付金を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するため、本仕様書に定める成果物以外にも必要に応じて資料の作成などを求める場合がある。求めのあった際には積極的に応じること。
- (3) 業務の実施にあたっては、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- (4) 本業務の遂行に当たって関係する一切の書類・資料等については、本業務完了年度の翌年度から5年間適切に保管しなければならない。ただし、受注者の社内規定等に定めがある場合は、本市と協議を行うこと。

個人情報の取扱いを定める特約

(目的)

第1条 本特約は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第66条の規定に基づき、本業務委託に関して、個人情報の取扱いについて共通する事項を定めることにより、個人情報の流出防止をはじめとする保護を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 本特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 委託者 個人情報を取り扱う業務の処理を委託した者
- (2) 受託者 個人情報を取り扱う業務の処理の委託を受けた者
- (3) 個人情報 氏名や住所、電話番号及び家族構成など委託者が管理する個人に属する情報
- (4) 滅失等 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用

(秘密の保持)

第3条 受託者は、本契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失等の防止等に関する義務)

第4条 受託者は、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、滅失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受託者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、委託者に無断で第三者へ提供してはならない。ただし、本人(法第2条第4項に規定する本人をいう。)又はその保護者(民法(明治29年法律第89号)第88条に規定する親権を執行する者。その他法令により定める保護者を含む。)から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

(個人情報処理の再委託の禁止又は制限)

第6条 受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。ただし、委託者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

- 2 受託者が第三者に本委託業務の全部又は一部を請け負わせる場合、受託者は委託者に対し当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第7条 受託者は、個人情報を本委託業務の目的以外に複写及び複製してはならない。ただし、委託者から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

- 2 受託者は、本委託業務の目的の範囲内であっても、複写又は複製を業務遂行の必要最小限に止めなければならない。

(個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務)

第8条 委託者は、いつでも受託者に対して個人情報の関わる管理状況を監査する権限を有する。

- 2 委託者は、必要と認める場合には、受託者の事業所等に立ち入り、個人情報に係る安全管理措置等の遵守状況を監査することができる。
- 3 委託者が受託者に対して個人情報保護に関わる監査を実施する場合、受託者は委託者に協力しなければならない。

(個人情報の滅失等の事故発生に関する報告義務)

第9条 受託者は、滅失等があった場合は速やかに委託者へ報告しなければならない。

- 2 受託者は、滅失及び破損等があった場合は速やかに原因を特定するとともに、滅失等が発生した原因及び経緯に関して書面で報告しなければならない。

(個人情報の廃棄)

第10条 受託者は、本委託業務が終了したときは、次の各号に定める方法により個人情報を廃棄するものとする。

- (1) 個人情報が記載されている書類等 焼却、溶解又は微細に裁断する。
- (2) 個人情報が記録されている機器類又は電子媒体等 物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じる。

(従事者への周知)

第11条 受託者は、本契約の業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。